

白川町火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 8 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町条例第 1 9 号

白川町火入れに関する条例の一部を改正する条例

白川町火入れに関する条例（昭和 5 9 年白川町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第 1 条 この条例は、白川町の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号。<u>以下「法」という。</u>）第 2 1 条の許可の手續その他必要な事項を定めることを目的とする。 （許可の申請） 第 2 条 ____法第 2 1 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の 7 日前までに、様式第 1 号による申請書 2 通に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。 （1）～（3） （略） 2 （略） （許可の要件） 第 3 条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。 （1）火入れの目的が、____法第 2 1 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。	（目的） 第 1 条 この条例は、白川町の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号_____）第 2 1 条の許可の手續その他必要な事項を定めることを目的とする。 （許可の申請） 第 2 条 <u>森林法</u>第 2 1 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の 7 日前までに、様式第 1 号による申請書 2 通に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。 （1）～（3） （略） 2 （略） （許可の要件） 第 3 条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。 （1）火入れの目的が、<u>森林法</u>第 2 1 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。

改 正 後	改 正 前
(2) (略) (許可証の交付等) 第4条 町長は、火入れの許可をするときは、____法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨、その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した様式第2号による許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。 2 (略) (許可後における指示) 第5条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、____法第21条の規定に基づき、火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。 (火入れの中止) 第14条 火入者又は火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報若しくは乾燥注意報の発表又は火災警報の発令（以下「強風注意報の発表等」という。）があつた場合には、火入れを行つてはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報の発表等があつた____ときには、速やかに消火しなければならない。	(2) (略) (許可証の交付等) 第4条 町長は、火入れの許可をするときは、<u>森林</u>法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨、その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した様式第2号による許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。 2 (略) (許可後における指示) 第5条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、<u>森林</u>法第21条の規定に基づき、火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。 (火入れの中止) 第14条 火入者又は火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>____又は火災警報が発令された____場合には、火入れを行つてはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は火災警報が発令された</u>ときには、速やかに消火しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。